

二級河川左会津川水系河川整備計画（原案）に寄せられたご意見と県の考え方

No.	ご意見※	県の考え方
1	(P1、P8) P1で「槇山」と表記されているが、概要資料P1等の流域図では「槇山」と記載されており、不統一が見られる。正式名称に基づき、資料全般での表記統一されたい。 P8第5章第1節に「施王行」との記述がありますが、「施行」の誤りと考えられるので修正されたい。	ご意見を踏まえ、下記のとおり修正します。 第1章第1節（P1）「左会津川は田辺市中辺路町との境界にある<u>槇山</u>に、」 第5章第1節（P8）「河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の<u>施行</u>により設置される河川管理施設の機能の概要」
2	(P6、P10) P6の「左会津川水系河川整備計画対象区間（図2-1）」では右会津川が紀勢自動車道を越えた区間として描かれている一方、P10「河川改修の概要図（図5-2）」では紀勢自動車道を越えていない区間となっており、両図面が整合していない。図面の整合を図り、正確な区間設定位置（堰を超えるか否か）を明示されたい。	右会津川の改修区間については、第5章第1節（P8）の「図5-1 左会津川流量配分図」に記載のとおり2.12kから3.02kまでとなります。これは紀勢自動車道より下流であり、堰は含んでおりませんので、第2章（P6）の「図2-1 左会津川水系河川整備計画対象区間」を第5章第1節（P10）の「図5-2 河川改修の概要図」に整合するように修正します。
3	(P8) 今回の区間延伸よりも先に、「将来的な気候変動による影響」を考慮した整備方針や整備計画の見直しを検討されたい。 見直しが困難な場合であっても、現在の計画流量1,100m³/sが、気候変動による流量増大（1.2倍等）を踏まえた場合に、将来何年確率相当まで増加し、危険度が増すのかを明示されたい。 併せて、既整備区間（1,100m³/s断面）に気候変動影響を反映させた場合の越水リスク（箇所・範囲）を検証・公表し、概要資料に示されている「粘り強い堤防」への具体的な強化や、ソフト対策のさらなる充実を検討されたい。	県としましては、現行河川整備計画に完成目途が立ち、より上流区間に治水安全度が低い箇所があることから、まずは改修区間を延伸し、切れ目なく河川整備を推進していきたいと考えています。 また、今回は河川整備計画における改修区間の変更であり、将来的な気候変動による水害リスクの増大については、流域全体のあらゆる関係者が協働して行う「流域治水」により、被害の最小化を目指すこととしています。 なお、将来的な気候変動による降雨量増加を見込んだ場合でも、下流の現行整備計画区間や今回延伸する改修区間の整備が完成すれば、護岸高以下で流下することを確認しています。引き続き、下流で実施中の堤防強化事業を推進するとともに、地域住民等の避難行動の支援等に資するソフト対策の充実も図っていきます。

4	(P9) 今回計画では「橋梁の改築」と包括的に記載されているが、改修により影響を受ける具体的な橋梁名が示されていない。前回計画では「堀田橋」「念佛橋」等の具体名が記載されており、整備内容の理解が容易だった。今回区間には複数の橋梁が存在し、統廃合等の可能性があるとしても、少なくとも河川整備により影響が生じる橋梁名（一時的でも撤去が必須となる橋梁等）を具体的に明示されたい。 また、既設橋梁のうち、治水上支障があるパイルベント橋脚の橋梁（光明橋等）については、脆弱部となる可能性が高いため、積極的な改築を要望する。	第5章 第1節 (P10) 「図 5－2 河川改修の概要図」には、改修区間内の橋梁や堰等の主要な横断工作物を記載しており、そのうち河川改修に伴い改築が必要な橋梁については、左会津川の片山橋です。 なお、その他の橋梁についても、今後実施する測量・設計において、河道掘削に伴い橋脚補強等が必要となる場合があることから、今回の変更に際しては、橋梁名を明示せずに「橋梁の改築」と記載しています。
5	(P10) 平成 23 年紀伊半島大水害では、浸水家屋は堰より上流側に集中しており、当該堰による断面縮小が越水の主因である可能性が高いと考えられる。 したがって、今回区間（堰より下流）の整備のみでは、浸水被害軽減効果が限定的となる懸念がある。また、堰の改築として、コスト等の面から上下流への移設も全国的に実施されており、有効な手法ですが、今回区間で区切ってしまうと、その可能性を狭めてしまう懸念がある。 よって、堰の改築・移設を含めた上流側への区間延伸を要望する。必要に応じ、「概ね 20 年間」の計画期間を「概ね 30 年間」に延長して対応することも検討可能と考える。	堰の直上流において既設の護岸から越水しないことを確認の上、河川整備による効果の早期発現の観点から、概ね20年間で整備可能な改修区間として、堰より下流区間を設定しています。ご要望の改修区間の上流への延伸については、今後の左会津川水系河川整備の参考にさせていただきます。
6	(P10) 右会津川 2k700 付近の桜（6 本）は地域住民に親しまれており、堤防整備に伴い伐採が必要な場合は、堤防裏側に「第 3 種側帯」を設けることで、治水と植樹の両立を図ることを検討されたい。再植樹には地域固有の「クマノザクラ」の採用を推奨する。	右会津川2k700右岸側付近にある桜について、伐採が必要となった場合は、地域住民とも調整の上、今後実施する測量・設計において、検討していきます。

7	(P.10) 現在、右会津川の両岸（2k600、2k800 付近）では車両が水辺までアクセス可能な状況にある。草刈活動、水防・消防活動等の利便性を維持するため、整備後も両岸から車両がアクセス可能なスロープ等の構造を要望する。	右会津川の両岸（2k600、2k800付近）にあるスロープについて、関係機関や地域住民とも調整の上、今後実施する測量・設計において、検討していきます。
8	(P.11) 右会津川の標準断面図として示されている 2.50k 地点は、概要資料 P.6 の流下能力図によれば整備計画流量を既に満足しており、今回整備のイメージとして適切ではない。 今回の整備による地形改変や治水効果を正しく伝えるためには、流下能力が不足し、実際に築堤が必要となる 2k600 または 2k700 地点 の断面を図示すべき。	第 5 章 第 1 節（P.11）「図 5－3 標準断面図」は、右会津川における改修区間の標準的な工法のイメージとして、工事の内容である堤防嵩上げや護岸整備、河道掘削を実施する2k500地点を掲載しています。
9	(P.12) 第 5 章第 2 節の「樹木の管理等を行う」との記述は、実際の整備内容が河道掘削や築堤・護岸整備であることを踏まえると、支障木の除去を意味する「樹木の伐採等の管理を行う」など、より実態に即した具体的な表現に修正することを要望する。	ご意見を踏まえ、下記のとおり修正をします。 第 5 章 第 2 節（P.12）「河道の流下能力を確保するために、<u>堆積土砂除去や樹木伐採等の管理</u>を行う。」

※いただいたご意見の概要を記載しています。